

役員報酬規程

特定非営利活動法人

フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

制定年月日 2004年9月21日

第1条（目的）

この規定は特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（以下『法人』という）役員ならびに監査役（以下「役員」という）に支給する報酬、その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 役員の報酬は、常勤・非常勤の役員とも、原則として支給しない。
2. 会議への移動に要する乗車費用も、原則として支給しない。
3. ただし、役務を提供する役員については、職員の給与規定に準じて支給をする。

第3条（決定方法）

1. 役員報酬は、総会において総枠を決議し、理事会で協議して決定する。

付 則

この規程は 2004年 9月 21日より施行する。

就業規則

特定非営利活動法人

フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

制定年月日 2009年12月1日
実施年月日 2009年12月1日
改訂年月日 2012年7月10日
改定年月日 2015年3月15日
改定年月日 2015年6月15日
改定年月日 2016年3月1日
改定年月日 2016年10月31日
改定年月日 2018年2月1日
改訂年月日 2018年5月15日
改訂年月日 2020年6月15日
改訂年月日 2021年11月4日
改訂年月日 2021年12月4日

第1章 総則

第1条 (目的)

1. この規程は、特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン(以下『法人』という)の職員の服務規律、労働条件、その他の就業に関する事項を定めたものである。
2. この規程およびこの規程の付属規程の定めた事項の他、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第2条 (適用範囲及び職員の定義)

1. この規程は、第2章に定める手続きにより採用された職員に適用する。ただし、期間雇用者、パートタイマー、アルバイト、嘱託である職員について別段の定めをしたときはその定めによる。また、労働基準法第41条(労働時間等に関する規定の適用除外)に定める監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下管理監督者と言う)については(所定労働時間)、(休憩)と(休日)に関する規定を自主管理とし、(時間外労働命令・休日労働命令)に関する規定は適用しない。

2. 正職員以外として採用された職員については、本規則は適用せず、別規程を適用する。なお、別規程がない場合は雇用契約書にて労働条件等の詳細を定め、雇用契約書に定めのない事項は本規則を準用する。

3. 職員の種類は、次の通りとする。

(1) 正職員：この就業規則において正職員とは、期間の定めのない労働契約に基づいて雇用された者であって、主として基幹業務に携わることを前提に採用された者をいう。

(2) 期間雇用者：この就業規則において期間雇用者とは、有期労働契約に基づいて雇用された者であって、主として特定の職種に携わることを前提に採用された者をいう。

(3) パートタイマー：この就業規則においてパートタイマーとは、時給制による期間雇用者であって、1週間の所定労働時間が正職員に比べて短く、主として補助的な業務に携わることを前提に採用された者をいう。

(4) アルバイト：この就業規則においてアルバイト職員とは、日々更新又は短期の労働契約によって採用され、臨時的又は補助的な業務に携わる者をいう。

(5) 嘱託：この就業規則において嘱託とは、定年後再雇用され、主として経験又は専

第6章 給与・賞与

第86条 (給与・賞与)

1. 計算期間・締切日・支払日等については、次のように定める。
 - (1) 月例給与の計算期間は、毎月1日より末日までとする。
 - (2) 月例給与は、毎月末日を締切日とし、これを翌月20日に支給する。支払日が休日にあたる時は、その前日に支給する。
 - (3) 計算期間の途中で採用され、又は退職、休職、もしくは復職した場合は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支給する。
 - (4) 欠勤、遅刻、又は早退した場合は、当該労働時間を基準に時間割計算し、不就労時間分を控除して支給する。
2. 休職中期間中の給与は支給しない。
3. 年次有給休暇を取得した場合、所定労働時間勤務したのものとして、給与の減額は行わない。
4. 特別休暇中の給与については、有給と定める特別休暇については、本条第3項を準用し、無給と定める特別休暇については、本条第1項第4号の欠勤に関する計算式を準用し控除する。
5. 法人の責に帰すべき事由により職員を休業させた場合は、民法536条2項の適用を排除し賃金を支給せず、労働基準法26条に定める平均賃金の100分の60の休業手当のみを支給する。
6. 職員が退職又は死亡した場合は、その退職日（死亡の場合は死亡日）を基準として本条第1項3号を準用して計算して支給する。
7. 職員の退職又は死亡の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に既往の労働に対する給与を支給する。
8. 基本給は月額をもって定め、法人の経営状況、本人の能力勤務成績等を考慮して、各人ごとに決定する。
9. 法人が、基本給の改定が必要であると判断する場合は、随時給与改定を行うことがある。
10. 1日実働8時間又は1週40時間を越えて労働した場合には、法定時間外割増賃金を支給する。
11. 法定時間外割増賃金は、(1)の計算方法により算出した割増賃金額に、原則として(2)の計算方法により算出した時給分を加算した額を支給する。
 - (1) 割増賃金額
(基準内賃金) ÷ (1ヶ月の所定労働時間) × 0.25 × 時間数
 - (2) 時給分

(基準内賃金) ÷ (1ヶ月の所定労働時間) × 1 × 時間数

12. 休日に労働した場合には、休日勤務割増賃金を支給する。なお、振替休日を与えられた場合は休日労働にはあらず、休日勤務割増賃金は発生しない。

(1) 割増賃金額

(基準内賃金) ÷ (1ヶ月の所定労働時間) × 0.35 × 時間数

(2) 時給分

(基準内賃金) ÷ (1ヶ月の所定労働時間) × 1 × 時間数

13. 午後 10 時から午前 5 時までの深夜時間帯に労働した場合には、深夜勤務割増賃金を支給する。割増賃金額については、本条第 11 項を準用する。

14. 賞与については、やむを得ない事由がある場合には、一律に賞与を支給しないことがある。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	事業年度	R3年1月1日～R3年12月31日
-----	-------------------------------	------	-------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	270,000 円
受取寄付金	31,586,056 円
助成金収入	6,508,100 円
受取補助金	4,526,000 円
自主事業収益 (主にキャンプ・スタディーツアー)	3,054,725 円
受取利息収入	226 円
為替差益	4,011 円
雑収入	43,290 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	46,047,350 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
記載事項なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

記載事項なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当者なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑥イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	R3年1月1日 ～R3年12月 31日	3,180,000円
			給与	R3年1月1日 ～R3年12月 31日	1,183,296円
			給与	R3年1月1日 ～R3年12月 31日	16,494円
			給与	R3年1月1日 ～R3年12月 31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2021年1月1日～2021年12月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
1人	2,910,312円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		2021/02/08	740,000	緊急食糧支援
		2021/02/15	20,000	子ども活動費補助 NWC(グループ名) 経費
		2021/03/04	703,000	学校建設支援
		2021/03/04	185,000	シェルター運営費支 援
		2021/03/24	10,000	子ども活動費補助 Lovetheworld(グル ープ名)経費
		2021/04/05	13,002	子ども活動費補助 LEP(グループ名)経 費
		2021/04/05	20,000	子ども活動費補助 ecound Choice(グ ループ名)経費
		2021/04/07	80,000	CAFE EDEN 弁当 配布支援(子ども食 堂)
		2021/04/21	10,263	子ども活動費補助 Bridge (グループ 名)経費
		2021/06/30	3,500	WE charity アフリカ支 援
		2021/06/30	628,000	WE charity ケア支援 寄付
		2021/06/30	3,000	WE charity ニカラグア 寄付
		2021/09/03	500,000	緊急学校支援費用

	2021/05/17	62,748		コロナ緊急支援事業
	2021/10/25	1,998,000		フイリピン 全盲協会 (PBU)障害者支援緊急職業支援金
	2021/12/23	741,000		K-PAC 子ども支援
	2021/12/27	603,000		フイリピン 全盲協会 (PBU)障害者支援緊急職業支援金
	2021/3/15- 4/21	520,000		FTCJ 入学応援金支援 5000円×104名
				円
				円
				円
				円
				円
				円
		合 計	6,836,513 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2021/02/08	インド農村 食料緊急支援	740,000 円
2021/03/04	フィリピン 学校建設費用	703,000 円
2021/03/04	フィリピン 子ども保護シェルター運営費	185,000 円
2021/06/30	アフリカ全体、ケニア、ニカラグア支援	634,500 円
2021/09/03	インド 緊急学校支援	500,000 円
2021/05/17	フィリピン コロナ緊急支援事業	62,748 円
2021/10/25	■■■■■■■■■■ 障害者支援緊急職業支援 金	1,998,000 円
2021/12/23	フィリピン K-PAC 子ども支援	741,000 円
2021/12/27	■■■■■■■■■■ 障害者支援緊急職業支援 金	603,000 円
.		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	R3年1月1日～R3年12月31日	13人	2人	15.3%	0	0%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・ チルドレン・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	非	就任・退任 年月日
中島 早苗		代表 理事		○							H16年9月21日就任
伴野 保志		理事		○							H16年9月21日就任
出野 恵子		理事		○							H19年4月1日就任
永野 恵理		理事		○							H16年9月21日就任
志賀 アリカ		理事		○							H24年4月1日就任
宮島 珠		監事		○							R2年3月20日就任
竹内 美紗子		理事		○							H28年3月12日就任
藤井 裕子		理事		○							H28年3月12日就任
風間 穰		理事		○							H29年3月12日就任
林 大介		理事		○							H29年3月12日就任
倉下 由香		監事		○							H30年3月10日就任
中島 慎治		理事		○							H31年3月17日就任
松下 耕二		理事		○							R2年3月20日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	単票	週2回	7年
入金伝票	単票	週2回	7年
出金伝票	単票	週2回	7年
総勘定元帳	会計ソフト使用(会計王) ルーズリーフ	週2回	7年
仕訳帳	会計ソフト使用(会計王) ルーズリーフ	週2回	7年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年
在庫管理表	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	ノート	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次業))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
-----	---------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ